

第18回

米国の韓国産ステンレス鋼板に対する アンチダンピング措置（上）

Stainless Steel Plate in Coils From the Republic of Korea [A-580-831]
Stainless Steel Sheet and Strip in Coils From the Republic of Korea [A-580-834]

1999年 ダンピング関税賦課
2001年 WTO紛争処理裁定

小林友彦

京都大学 大学院法学研究科 博士後期課程

1. 序

各国アンチダンピング（以下、AD）法制的比較研究の一環として1、今回はAD調査手続の他の手続との関係や、AD措置に対する審査や修正の手続に注目する。

その好例として取り上げるのが、米国の韓国製ステンレス鋼板類に対するAD措置である。

この事件では、二種類の産品についてAD調査が前後して進められ、同時に、それぞれの産品についてAD調査と補助金相殺関税（以下、CVD）調査とが併行して進んだ。また、AD措置発動後には、WTO紛争処理手続および行政訴訟手続による審査を受け、それらの判断も反映して当初の措置が修正・変更されていった。ひとつのAD措置に関わるこうした多元的かつ連続的な法過程を追跡することは、米国のAD法制を総合的に理解する助けとなるだろう。以下では、まず本件AD措置に関わるさまざまな手続の展開を概観する（後述2）。その上で、以下の三つの側面から分析を加える。第一に、商務省によるダンピング認定について、後にWTO紛争処理手続で争われた三つの点を分析し評価する（後述3）。第二に、国際貿易委員会（以下、ITC）による損害認定について、後に行政訴訟で争われた争点を中心に分析し評価する（後述4）。第三に、WTO紛争処理裁定（以下、WTO裁定）の履行のために米国法上とられた措置を分析し評価する（後述5）。

2. 概観

(1) 経過

① AD調査手続

一九九八年までの鉄鋼輸入の急増に対応するよう求める業界や議会の圧力を受けて2、米国の商務省は一九九八年四月二十七日、国内企業・労働組合からの申請にもとづいて韓国他五カ国からのステンレス厚板（以下、厚板）に対するAD調査を開始し3、同年七月十三日には韓国他七カ国からのステンレス薄板（以下、薄板）についてもAD調査を開始した4。同年一月四日に厚板ダンピング仮決定、翌一九九九年一月四日に薄板ダンピング仮決定がなされた。

厚板については、一九九九年三月三十一日のダンピング最終決定5および同年五月四日の損害最終決定を経て6、同年五月二日からAD関税が賦課された7。薄板についても、同年六月八日のダンピング最終決定8、同年七月一九日の損害最終決定を経て9、同年七月二十七日からAD関税が賦課された10。これらの認定の一部は（3で詳述）、国際紛争を生み、後にWTO紛争処理手続で審査されることとなった。

② WTO紛争処理手続

薄板AD措置が発動された三日後の一九九九年七月三〇日に韓国は、商務省の本件ダンピング認定がWTOのAD協定に反すると主張して、

米国に協議を要請した。協議不調のため設置されたパネルは、以下の三点についてA D協定違反を認定した¹¹。第一に、通貨の「二重換算」¹²は、為替レートにズレがあることを商務省が了知していた薄板A D調査においては不要であり、協定二条四項一に違反する。第二に、取引先の倒産により未回収の代金を直接販売経費として算入したのは、予測不能な損金の扱いとしては不適切であり協定二条四項に違反する。第三に、アペレージングの期間を分割したことは、為替変動のみを理由としては正当化されないため協定二条四項二に違反する。

このパネル報告書は二〇〇一年二月一日にW T O紛争解決機関で採択され、W T O裁定として確定した¹³。米国も履行意思を表明した¹⁴。二〇〇一年四月二十六日付の米韓政府間合意文書は15、履行期限を同年九月一日と定めた。履行措置については米韓で協議することと、米国が履行措置をとる際にはその効力発生前に韓国に意見表明の機会を与えることも合意された。

③ U R A A 第一二九条手続

米国通商代表部は二〇〇一年四月一六日、米国のW T O協定国内実施法たるウルグアイラウンド協定法(U R A A)第一二九条にもとづいて、本件A D措置がW T O裁定と適合するよう再決定することを商務省に要請した。商務省は、関係者から意見を聴取し¹⁶、W T O裁定が是正を求めた三点について再判断し、通商代表部の承認を得て同年八月二八日付で最終決定を修正

した¹⁷。この決定によって、同日以降の対象産品の輸入について本件A D措置が変更された(次号5(1)で詳述)。

④ 商務省の行政見直し手続

U R A Aにもとづく見直しとは別に一九三〇年関税法第七一条にもとづいて¹⁸、商務省は二〇〇〇年七月七日、厚板A D措置について第一次行政見直しを開始した¹⁹。同様に薄板A D措置についても、九月六日に第一次行政見直しを開始した²⁰。仮決定は、厚板については二〇〇一年六月七日に、薄板については八月一日に公告された。最終決定はいずれもU R A A第一二九条手続最終決定後になされ、厚板については一二月一日に²¹、薄板については一二月一七日に公告された²²(次号5(2)で詳述)。

第二次行政見直しは、厚板については、手続開始後の二〇〇一年九月五日に韓国企業側が見直し申請を取り下げたため中止された²³。薄板については、二〇〇三年二月一〇日付で見直し最終決定が公告された²⁴。

第三次行政見直しは、厚板については、対象期間中に韓国からの対象産品の輸入がないため中止された²⁵。薄板については手続が進行中である(二〇〇三年六月末時点)。

⑤ 行政訴訟手続と差戻し後再決定手続

見直し手続の開始とほぼ同時期に、厚板A D調査申請企業の一部が、一九九九年の損害認定(白・加・伊・南ア・韓・白)をめぐるITCを

相手に行政訴訟を提起した。熱延厚板と冷延厚板を区別して冷延厚板については損害なしとしたITCの認定が違法だと主張したのである。

国際貿易裁判所(CIT)の二〇〇〇年八月二八日判決は²⁶、ITCが三〇年関税法第七一条七項Bの適用に違法があるとしつつも、当該ITC認定に対して申請者が利益を持たないことを理由として²⁷、結論としてはITC損害認定を支持した。

しかし、連邦巡回区控訴裁判所の二〇〇二年四月一九日判決は²⁸、明白な違法は許容しえないとして、CIT判決を破棄して差し戻した。その後CITはITCに差し戻した。

裁判所による差戻しを受けてITCは、ダンピングおよび補助金のもたらした損害について改めて審理し、二〇〇二年九月に再決定を行った²⁹。CITもこの再決定が差戻し命令に適合した内容だと認め³⁰、上訴なく判決が確定したため³¹、二〇〇三年三月一日に、新たなA D関税額が決定された(次号4で詳述)³²。

⑥ 現状

本件A D措置およびC V D措置は、上述のような多様な手続を経て変更・修正されつつ、現在まで継続している。いわゆるバード修正法にもとづく関税収入分配もなされた³³。

とりわけ韓国産ステンレス厚板の輸入量は顕著に減少しており、貿易に大きな影響を与えたといえる。

(2) 手続間の関係

① 厚板調査と薄板調査の相関性

厚板と薄板に関するA D調査手続は、互いに“companion investigation”と位置づけられて進められた³⁴。

具体的には、まず、通貨の「二重換算」に関する薄板ダンピング最終決定では、厚板ダンピング最終決定が判断理由の一つとして挙げられた³⁵。また、倒産による不払代金の取り扱いは、厚板調査最終決定にあたって薄板に関する仮決定が当事者によって援用され、同一争点として当否が争われた³⁶。その後薄板調査の申請者も厚板調査の最終決定を援用し、商務省も厚板最終決定にならって³⁷、仮決定での判断を変更した。さらに、アペレーシングの期間分割に関する薄板ダンピング最終決定と厚板ダンピング最終決定では、判断理由が同文である³⁸。

このように、この二つのA D措置は相互に密接に関連している。

② A D手続とC V D手続の相関性

C V Dの調査開始申請はA D調査開始申請と同日に行われ、商務省がC V D調査開始を決定したのも、厚板についてはA D調査開始決定の翌日、薄板については同日である。調査申請者の顔ぶれもほぼ重なる。また、三〇年法七〇五条a項一に従って、ダンピング最終決定がなされるまでC V D調査手続は停止された³⁹。さら

に、損害の徴候の認定・損害認定・連邦控訴裁判所差戻し後の損害再認定はいずれもA D手続とC V D手続を一括して進められ、判断された。とりわけ、対象産品が同一であり損害認定も一括してなされた点で、本件のA D手続とC V D手続は密接に関連している。

ただし実体判断における連関は不明確であり、ベルギー製冷延厚板の輸入について将来のダンピングが損害をもたらす「恐れ」の有無を判断する際に、輸出補助金の影響が考慮されたにとどまる⁴⁰。そのため、累積の際にダンピングによる損害と補助金による損害とを分離しない「たすきがけ累積」[cross-cumulation]がなされたか否か等は⁴¹、判然としない。

3. ダンピング認定

本件A D調査におけるダンピング認定は多くの論点を含むものの、本稿では、W T O協定との整合性が争われた三点に（上述2(1)②参照）、特に注目して分析する。

(1) 通貨の「二重換算」

厚板と薄板の両方について、本国販売は米ドル建てで契約され、インヴォイスもドル建てだった。ただし、実際の支払いはウォンでなされ、帳簿上の記載もウォン建てでなされた。

本件A D調査において商務省は、①韓国企業の部内レートは市場レートと著しく異なる、②実際の支払いはウォンでなされた、③帳簿上も

ウォン建てで記載された、以上の三点を根拠として、この販売をウォン建てだと解釈した⁴²。それゆえ、いったんドル建てからウォン建てへの換算を行って正常価額を算定し、次に輸出価格と比較するために、輸出時のレートをを用いて再びウォン建てからドル建てに換算しなおした。これがいわゆる「二重換算」であり、不必要な操作によってダンピング価格差を押し上げる要因となったとの批判を受けた。

商務省の判断理由は厚板調査と薄板調査では同じであるものの、W T O裁定では、薄板調査における判断のみA D協定違反と認定された（上述2(1)②）。薄板調査においては、検証の過程で調査対象企業から提出された資料から、本国販売がドル建てであることが明白であるというのが理由である⁴³。その他にも、調査対象企業の主張立証が、厚板調査の際と薄板調査の際とはやや異なる。厚板調査の際には、ドル建てのインヴォイス価格が名目的なものでないという立証が十分されなかった。他方で、薄板調査の際には、ウォン建ての支払いがインヴォイスのドル建て価格に従ってなされており、ウォン建てで支払ったのは企業の財務記録がウォン建てだからであって通貨の選択と無関係だと明確に主張している⁴⁴。

以上より、調査段階での主張立証の明確性の程度が、その後の救済に影響を及ぼしている。事実認定は商務省の裁量の幅が広いとはいえ、事後の手続で救済される可能性もある。

（以下、次号に続く。）

- 1 福永有夏「米国の熱延鋼板アンチダンピング調査(上)」『貿易と関税』五一巻一号(二〇〇三年)「四〇頁参照」。
- 2 Mark E. Manyin, *South Korea-U.S. Economic Relations: Cooperation, Friction, and Future Prospects*, CRS Report for Congress, RL30566, p. 8 (Congressional Research Service, The Library of Congress, updated March 21, 2002).
- 3 Initiation of Antidumping Duty Investigations: Stainless Steel Plate in Coils From Belgium, Canada, Italy, Republic of South Africa, South Korea and Taiwan, 63 FR 20580 [SSP]
- 4 Initiation of Antidumping Duty Investigations: Stainless Steel Sheet and Strip in Coils From France, Germany, Italy, Japan, Mexico, South Korea, Taiwan, and the United Kingdom, 63 FR 37521. [SSSI]
- 5 64 FR 15444.
- 9 USITC Publication 3188; 64 FR 25515.
- 7 64 FR 27756.
- 8 64 FR 30664.
- 9 USITC Publication 3208; 64 FR 40896.
- 10 64 FR 40555.
- 11 Panel Report, *United States - Anti-Dumping Measures on Stainless Steel Plate in Coils and Stainless Steel Sheet and Strip from Korea*, WT/DS 179/R, adopted 1 February 2001; 中山保宏「アメリカの韓国製ステンレス鋼板類に対するアンチダンピング措置」『貿易と関税』五〇巻七号(二〇〇二年)「二八—三二頁参照」。
- 12 いったんドル建てからウォン建てに換算して価格を算定した後、再度ウォン建てからドル建てに換算しなおす操作を指す。(3)で詳述する。
- 13 WT/DS179/4 (2001); WT/DSB/M/98, para. 111 (2001).
- 14 WT/DSB/M/100, para. 2 (2001).
- 15 WT/DS179/5; 中山「前掲」三二頁。なお、この機会をたずねることは、DRA A 第一二九条の項に於いても可能である。
- 16 韓国政府の見解を提出した(66 FR 45279)。
- 17 Notice of Amendment of Final Determinations of Sales at Less Than Fair Value: Stainless Steel Plate in Coils From the Republic of Korea; and Stainless Steel Sheet and Strip in Coils From the Republic of Korea, 66 FR 45279 (August 28, 2001).
- 18 19 U.S.C. 1675.
- 19 65 FR 41942. 対象期間は一九九八年一月四日から二〇〇〇年四月二〇日まで。
- 20 65 FR 53980. 対象期間は一九九九年一月四日から二〇〇〇年七月三〇日まで。
- 21 66 FR 64017.
- 22 66 FR 64950. 後に、技術的瑕疵の訂正がなされた。67 FR 2194 (January 16, 2002).
- 23 66 FR 64019 (December 11, 2001).
- 24 68 FR 6713. 対象期間は二〇〇〇年七月一日から二〇〇一年六月二〇日まで。後に、技術的瑕疵の訂正がなされた。68 FR 12039 (March 13, 2003).
- 25 67 FR 70717 (November 26, 2002).
- 26 *Allegheny Ludlum Corp. v. United States*, 116 F. Supp. 2d 1276 (CIT 2000).
- 27 *Id.* at 1308.
- 28 *Allegheny Ludlum Corp. v. United States*, 287 F.3d 1365 (Fed.Cir. 2002).
- 29 Certain Stainless Steel Plate From Belgium, Canada, Italy, Korea, South Africa, and Taiwan, Investigations Nos. 701-TA-376, 377, and 379 (Final) and 731-TA-788-793 (Final) (Remand), USITC Publication 3541 (September 2002).
- 30 *Allegheny Ludlum Corp. v. United States*, Slip. Op. 2002-147 (December 12, 2002).
- 31 68 FR 8926 (February 26, 2003).
- 32 68 FR 11520.
- 33 66 FR 40782, 40797-98 (August 3, 2001); 67 FR 44721, 44736 (July 3, 2002).
- 34 64 FR 15447 [SSP]; 64 FR 30672 [SSSI].
- 35 64 FR 30678.
- 36 64 FR 15447.
- 37 64 FR 30674.
- 38 64 FR 30670.
- 39 64 FR 15530 [SSP]; 64 FR 30637 [SSSI].
- 40 ITC Pub. 3188, p. 27. なお、冷延厚板に関する決定全体が、後の控訴裁判所判決により破棄された(本文の(1)参照)。
- 41 少なくとも産品が同一でありかつ損害認定の一括してなされる場合には、ITCは「たずねかけ累積」を行う法的義務があるとする判例がある。*Bingham & Taylor Division, Virginia Industries v. United States*, 815 F.2d 1482, 1487 (Fed. Cir. 1987). この「たずねかけ累積」がAD協定に適合するか否かについては、懸念がある。経済産業省通商政策局編『二〇〇三年版・不正貿易報告書』一一頁。
- 42 64 FR 15456 [SSP]; 64 FR 30678 [SSSI].
- 43 Panel Report, *supra* n. 11, para. 6.37.
- 44 64 FR 30678.